

強要セリ

杉原 勇 (三七)

忍川善三郎 (四九)

山田 緑二 (三四)

長井康信 (三三)

猪又留吉 (二九)

以上五名ハ目黒署ニ檢束ヲ加ヘ翌二十五日飯島文次郎外一名ニ身柄引渡ヲ為セルカ引續キ推移警戒中ナリ

右及申(通)報候也

事務第一〇一四號

昭和五年四月五日

警視總監 丸山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 吉田 茂 殿

各廳府縣 長官 殿

〔北海道、東京都、大阪、神奈川、兵庫、慶知、靜岡、福岡〕

杉浦鐵工所勞働爭議ニ関スル件 (第十報)

一、事案主體杉浦專務

要旨

又、爭議開始ハ四月一日事案主體杉浦專務力約四十名專務宅ヲ訪問セルモ不得要領ニ引揚ケタリ  
又、四月一日午後十時頃被解雇者共計二十名ハ專務宅附近ニテ不穩ニ行動アリ所轄署ニテ相多ク  
分三付ス